

仙北市雇用対策事業費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、市内に在住する離職者や求職者及び学卒未就職者の資質の向上や、就労の促進を図るため、技術習得及び資格取得研修の経費について補助することにより、市内雇用の拡大に寄与するため、仙北市雇用対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、仙北市補助金等交付規則(平成17年9月20日仙北市規則第39号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職者 定職を失い、職業に就くことを求めている者
- (2) 学卒等未就職者 学校(中学校、高等学校、大学及び専門学校)を卒業した者又は中退した者で、まだ職に就いていない者

(対象)

第3条 この要綱の補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する求職者又は学卒等未就職者とする。
- (2) 納期の到来した市税を完納していること。

2 この補助金の交付対象となる事業は、求職者又は学卒等未就職者が就職のためにかつ有利になる新たな技術の習得や資格の取得を行う研修で、市長が適当と認めた事業とする。

(補助金の交付等)

第4条 市長は、前条に該当する者に対して補助金を交付する。ただし、国又は県より助成金等の交付が受けられる場合は、補助金は交付しない。

2 この補助金の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 技術習得及び資格取得のために必要な教科書代、受験料等は含むが、機材費、交通費及び宿泊費等は含まない。
- (2) 自動車運転免許証のうち、第1種普通免許は除く。
- (3) その他市長が特に必要があると認めた経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の3分の1以内(千円未満切り捨て)とし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 補助金の限度額は、1件当たり1万円とする。
- (2) 助成は、年度内1人2回まで受けられるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 第4条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支内訳書(様式第2号)
- (2) 失業状態の確認できる書類

- (3) ハローワークに求職登録していることが確認できる書類
 - (4) 補助対象経費の領収書の写し
 - (5) 事業を実施したことがわかる書類（修了証書等）
 - (6) 納税証明書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第2号の書類が提出できない場合は、仙北市雇用対策事業補助金交付要件誓約書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 補助金の申請は、講習会等終了の年度内に行わなければならない。
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。
（交付決定の取消しおよび返還）

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定および額の確定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の支給決定を取り消すときは、仙北市雇用対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。この場合において、既に支給された補助金を返還させるときは仙北市雇用対策事業費補助金返還命令書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。
（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。